

議案第八号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

港区立こうなん星の公園自転車駐車場	東京都港区港南一丁目九番二十四号	自転車
-------------------	------------------	-----

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、港区立こうなん星の公園自転車駐車場の利用方法は、定期利用

とする。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

### (経過措置)

2 港区立こうなん星の公園自転車駐車場の利用に係るこの条例による改正後の港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十九条の規定による区長の承認は、第十五条第二項の表に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 港区立こうなん星の公園自転車駐車場について、区長は、改正後の条例第十九条の規定による承認を行った日から改正後の条例第三十三条第二項の規定により指定管理者を指定するまでの間、改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合にあつては、改正後の条例第二十一条第一項、第五項及び第六項、第二十二條並びに第二十三条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第二十一条第一項中「第三十三条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第二十三条までにおいて「指定管理者」という。）」とあるのは「区長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」

という。)とあるのは「使用料」と、第二十一条第五項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金を毎月末日までに、一時利用の場合については所定の利用料金を利用を開始するとき」とあるのは「使用料を毎月末日」と、同条第六項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十二条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(説明)

こうなん星の公園自転車駐車を設置するため、本案を提出いたします。